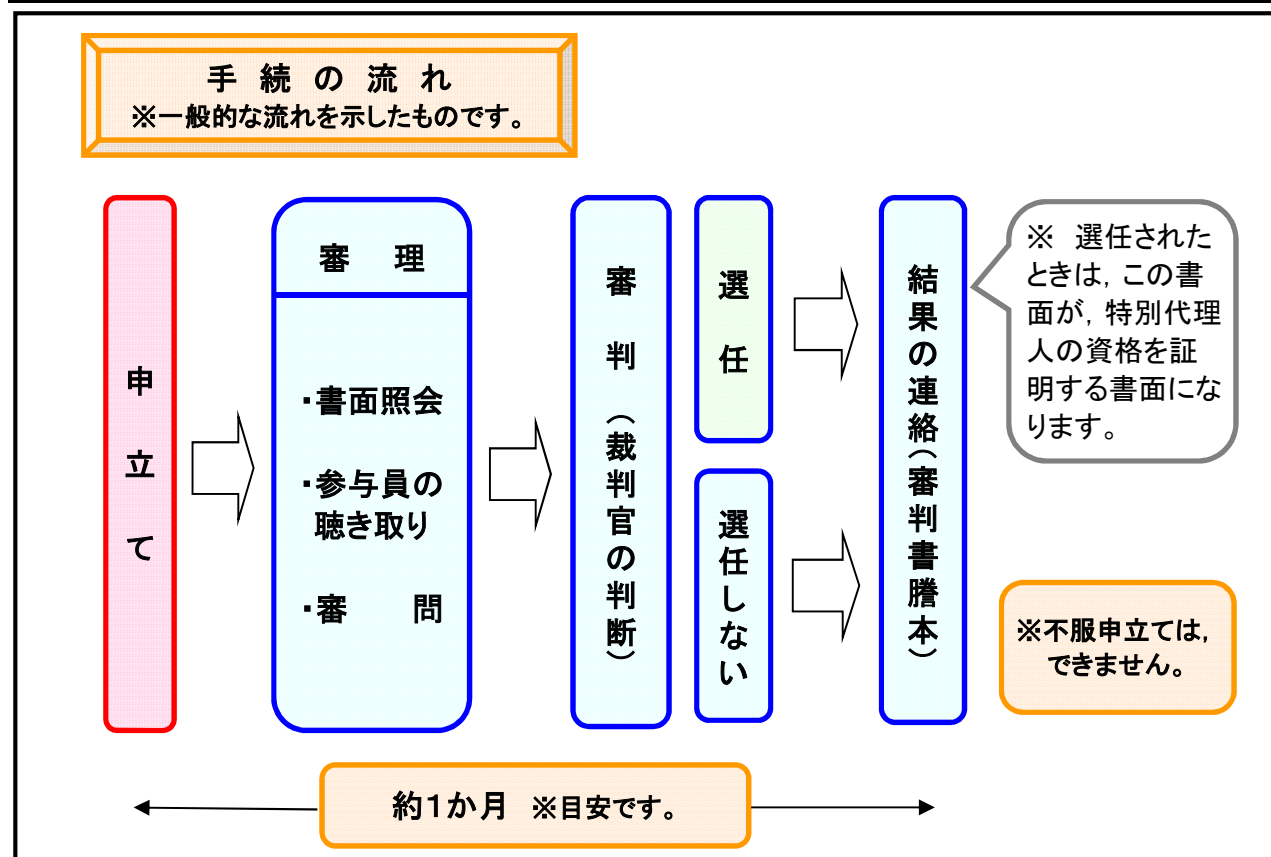


「特別代理人選任」の手続とは・・・

親権者は、未成年者の法律行為について代理することができますが、親権者と未成年者の利益が反する行為や複数の未成年者の間で利益が反する行為（これらを「利益相反行為」といいます。）については、親権者が代理することができず、ほかの代理人が代わりに行うこととなります。その代理人（「特別代理人」といいます。）を選任する手続が「特別代理人選任」と呼ばれる手続です（民法826条、860条本文）。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申立てをする人	親権者、後見人、利害関係がある人
申立てをする裁判所	未成年者の住所地の家庭裁判所
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 未成年者1人につき 収入印紙800円分 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 460円分【82円5枚、10円5枚】 （未成年者が15歳以上の場合82円2枚追加） （未成年者が1人増えるごとに82円2枚追加）
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書 1通 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(全部事項証明書) 各1通 <input type="checkbox"/> 未成年者のもの <input type="checkbox"/> 親権者(又は後見人)のもの <input type="checkbox"/> 特別代理人候補者の住民票又は戸籍附票、承諾書 各1通 <input type="checkbox"/> 利益相反に関する資料(遺産分割協議書案、契約書案等) <input type="checkbox"/> 利害関係人からの申立ての場合、利害関係を裏付ける資料 ※そのほか書類の提出をお願いすることがあります。



よくあるご質問

Q1 親権者(後見人)と子(被後見人)の利益が相反する行為(利益相反行為)とは、どのような行為のことですか？

利益相反行為とは、法律行為自体や外形から見て、親権者(後見人)の利益になるが未成年者にとって不利益な行為、又は親権に服する子の一方には利益になるが他方の子にとっては不利益な行為のことをいいます。具体的には、

- ①夫が死亡し、妻と未成年者で遺産分割協議をする行為
 - ②複数の未成年者の法定代理人として遺産分割協議をする行為
 - ③親権者の債務の担保のため、未成年者が所有する不動産に(根)抵当権を設定する行為
 - ④相続人である母(又は父)が未成年者についてのみ相続放棄の申述をする行為
 - ⑤未成年者の一部の者だけ相続放棄の申述をする行為
 - ⑥後見人が15歳未満の被後見人と養子縁組する行為
- などが該当します。

Q2 「利益相反に関する資料」とは、どのようなものですか？

利益相反行為の内容によって違ってきますが、例えば、Q1の①、②のときは、遺産分割協議書の案、遺産を明らかにする不動産の登記簿謄本、固定資産評価証明書、預貯金等残高証明書又は通帳写し等、③のときは、金銭消費貸借契約書、金融機関との基本契約書、保証委託契約書、(根)抵当権設定契約書等の案、(根)抵当権を設定する不動産の登記簿謄本等、④、⑤、⑥のときは、戸籍謄本等が該当します。

Q3 特別代理人は、どのようなことをするのですか？

特別代理人は、家庭裁判所の審判で決められた行為(審判書に記載された行為)について、代理権などを行使することになります(家庭裁判所の審判書に記載がない行為については、代理することができません。)。家庭裁判所で決められた行為が終了したときに、特別代理人の任務は終了します。

Q4 特別代理人には、どのような人を候補者として挙げればよいでしょうか？

資格は特に必要ありませんが、特別代理人は、未成年者(被後見人)の利益を保護するために選ばれるものなので、特別代理人としての職務を適切に行えることが必要です。通常、未成年者(被後見人)との関係や利害関係の有無などを考慮して、適格性が判断されます。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター

(TEL 052-223-2830)